

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成28年6月16日(2016.6.16)

【公表番号】特表2015-514724(P2015-514724A)

【公表日】平成27年5月21日(2015.5.21)

【年通号数】公開・登録公報2015-034

【出願番号】特願2015-506054(P2015-506054)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/352	(2006.01)
A 6 1 N	5/067	(2006.01)
A 6 1 N	5/06	(2006.01)
A 6 1 K	31/365	(2006.01)
A 6 1 K	41/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/06	(2006.01)
A 6 1 K	47/32	(2006.01)
A 6 1 K	47/34	(2006.01)
A 6 1 K	47/42	(2006.01)
A 6 1 K	47/36	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 K	33/40	(2006.01)
A 6 1 K	31/409	(2006.01)
A 6 1 K	8/49	(2006.01)
A 6 1 P	17/02	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/10	(2006.01)
A 6 1 P	1/02	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 Q	19/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/352	
A 6 1 N	5/06	E
A 6 1 N	5/06	Z
A 6 1 K	31/365	
A 6 1 K	41/00	
A 6 1 K	9/06	
A 6 1 K	47/32	
A 6 1 K	47/34	
A 6 1 K	47/42	
A 6 1 K	47/36	
A 6 1 K	47/10	
A 6 1 K	33/40	
A 6 1 K	31/409	
A 6 1 K	8/49	
A 6 1 P	17/02	
A 6 1 P	17/00	
A 6 1 P	17/10	
A 6 1 P	1/02	
A 6 1 P	29/00	

A 6 1 P 43/00 1 2 1
A 6 1 Q 19/00

【手続補正書】

【提出日】平成28年4月18日(2016.4.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第一の発色団、および

使用中に前記発色団の合計量の15重量%未満しか前記生体光組成物から浸出しないよう
に、前記組成物をゲル化するのに十分な量で存在し、前記生体光組成物を浸出に対して実
質的に抵抗性を持つようにするゲル化剤を含む、生体光組成物。

【請求項2】

浸出に対して実質的に抵抗性であるとは、室温および室内圧力で5分間、厚さ2 mmの前
記生体光組成物の層をその上に配置する上面と、リン酸生理食塩水緩衝溶液と直接接触す
る底面を持つ、厚さが10ミクロンで細孔径が3ミクロンの直径2.4~3 cmのポリカーボネ
ート(PC)膜を通して、前記発色団の合計量の15%未満が前記生体光組成物から、受容体区
画に含まれる前記リン酸生理食塩水緩衝溶液中に浸出する、請求項1に記載の生体光組成
物。

【請求項3】

前記生体光組成物が透光性である、請求項1または請求項2に記載の生体光組成物。

【請求項4】

前記ゲル化剤が、親水性材料、吸湿性材料および水和ポリマーからなる群から選択され
る、請求項1~3のいずれか1項に記載の生体光組成物。

【請求項5】

さらに酸素放出剤を含む、請求項1~4のいずれか1項に記載の生体光組成物。

【請求項6】

前記酸素放出剤が、過酸化水素、過酸化カルバミド、過酸化ベンゾイル、ペルオキシ酸
、アルカリ金属化酸化物、アルカリ金属過炭酸塩、ペルオキシ酢酸およびアルカリ金属過
ホウ酸塩から選択される、請求項5に記載の生体光組成物。

【請求項7】

前記組成物が、第二の発色団をさらに含む、請求項1~6のいずれか1項に記載の生体光
組成物。

【請求項8】

前記第一の発色団が、前記第二の発色団の吸収スペクトルと少なくとも20%重複する発
光スペクトルを持つ、請求項7に記載の生体光組成物。

【請求項9】

前記第一の発色団がエオシンYおよびフルオレセインから選択され、前記第二の発色団
がフルオレセイン、フロキシンBおよびエリスロシンBから選択される、請求項7または請
求項8に記載の生体光組成物。

【請求項10】

担体媒体中に第一の発色団を含む生体光組成物であって、前記組成物が膜内に封入され
てあり、その膜が、使用中に前記発色団の合計量の15%未満しか組成物から浸出しないよ
う、前記第一の発色団の浸出を制限する生体光組成物。

【請求項11】

前記膜が、脂質、ポリマー、ゼラチン、セルロース、およびシクロデキストリンから選

択される、請求項10に記載の生体光組成物。

【請求項12】

前記生体光組成物がデンドリマーを含む、請求項10または請求項11に記載の生体光組成物。

【請求項13】

創傷治癒を促進するための生体光治療の方法における使用のための、請求項1~12のいずれか1項に定義される生体光組成物であって、前記方法が以下の手順を含む、生体光組成物：

前記生体光組成物を創傷に局所的に塗布する手順、および

前記第一の発色団の吸収スペクトルと重複する波長を持つ光を前記生体光組成物に照射する手順。

【請求項14】

皮膚疾患の生体光治療の方法における使用のための、請求項1~12のいずれか1項に定義される生体光組成物であって、前記方法が、以下の手順を含む、生体光組成物：

前記生体光組成物を皮膚疾患に罹患した標的皮膚組織に局所的に塗布する手順、および

前記第一の発色団の吸収スペクトルと重複する波長を持つ光を前記生体光組成物に照射する手順。

【請求項15】

歯周病の生体光治療のための方法における使用のための、請求項1~12のいずれか1項に定義される生体光組成物であって、前記方法が、以下の手順を含む、生体光組成物：

前記生体光組成物を歯周ポケットに局所的に塗布する手順、および

前記第一の発色団の吸収スペクトルと重複する波長を持つ光を前記生体光組成物に照射する手順。